

犬を飼うときは 環境省のデータベースに登録を！

～犬の引っ越し、亡くなったときの届け出も忘れずに！～



ペットショップなどで購入した犬には、マイクロチップが装着されていて、ペットショップなどの所有者情報が環境省のデータベースに登録されています。**犬を購入した際には、環境省のデータベースにアクセスして所有者情報を変更してください。**また、引っ越しのときや亡くなったときにも、変更登録が必要です。（裏面参照）

瑞穂町には、環境省のデータベースから情報が通知されますので、飼い主自身が町の窓口で手続きをする必要はありません。

【瑞穂町の窓口手続きが不要な手続き】

①犬の登録申請 ②町外からの転入・町内転居の届 ③死亡の届



マイクロチップは「犬の鑑札」とみなされますので、新たに犬の登録をしても「犬の鑑札」はお渡ししません。



町外へ転出する場合は、つぎの手続きが必要です。

- ・環境省のデータベースにアクセスして、住所情報を変更してください。
- ・瑞穂町への届け出は必要ありません。
- ・転出先の自治体への届け出が必要です。自治体により手続きの方法が異なりますので転出先の自治体へお問い合わせください。



狂犬病予防接種済の届け出は、これまでどおり手続きが必要です！

狂犬病予防注射は、年1回接種（原則4月～6月）しなければなりません。注射をしたら、獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」を町に提示し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

Q 知人から譲り受けた犬で、マイクロチップも装着していませんが、マイクロチップを装着して、環境省のデータベースに登録しなければなりませんか？

A 知人などから譲り受けた場合には、マイクロチップの装着は努力義務となります。装着しない場合には、町の窓口で犬の登録などの手続きをしてください。新たに装着する場合には、環境省のデータベースに登録することが義務となります。

Q 以前から飼っている犬の手続きはどのようにするのですか？

A 令和6年3月以前から飼っている犬は、環境省のデータベースに登録されていないので、これまでどおり町の窓口での手続きが必要です。

問い合わせ 瑞穂町 住民部 環境課 環境係

〒190-1221 瑞穂町箱根ヶ崎 2335（庁舎2階13番窓口）

TEL：042-557-0544（直通）

環境省のデータベースへの登録方法

マイクロチップの情報を環境省のデータベースに登録するには、「環境大臣指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）」のホームページにアクセスすれば、オンラインで登録の申請ができます。詳しくは右下のQRコードからご確認ください。

また、紙の申請書でも申請できます。申請書は、下記の問合せ先にご請求ください。

登録手数料として、オンライン申請では400円、紙申請では1,400円がかかります。

登録が完了すると登録証明書が発行されますので、大事に保管してください。



<https://reg.mc.env.go.jp/>

必要書類

所有者情報変更の場合 「登録証明書」

購入した際にペットショップなどから渡されます。

新規登録の場合 「マイクロチップ装着証明書」

マイクロチップを装着した際に獣医師等から発行されます。

Q 保護犬を引き取ったときなど、マイクロチップが装着されていても、「マイクロチップ装着証明書」がない場合は、どのように登録すればよいのですか？

A 動物病院でマイクロチップ識別番号の証明書を発行してもらい、登録申請してください。ただし、この証明書ではオンライン申請ができませんので、下記の問合せ先に紙の申請書を請求してください。

▶ 問合せ 環境大臣指定登録機関（公社）日本獣医師会 ☎03-6384-5320

令和4年6月 改正動物愛護管理法が施行

★ペットショップなどで犬・猫を販売する場合、マイクロチップの装着、環境省データベースへの登録を義務化

★マイクロチップを装着した犬・猫を譲り受けた場合には、環境省データベースへの所有者情報の変更登録を義務化

ペットショップなどで犬・猫を購入した場合には、マイクロチップがすでに装着されています。

購入者は、環境省データベースへの所有者情報の変更登録をする必要があります。

★マイクロチップを装着した犬の登録情報が自治体に

マイクロチップの情報を環境省データベースに登録すると、登録情報が所在地の自治体に通知されます。この通知が狂犬病予防法の犬の登録申請や転入の際の変更届とみなされ、所有者の申請が不要となります。また、装着したマイクロチップは「犬の鑑札」とみなされ、金属製の「犬の鑑札」の交付はなくなります。